

## 貯金に関する指標

### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
流動性貯金	24,835 ( 1.5)	24,753 ( 1.5)	82
定期性貯金	1,605,846 ( 97.2)	1,580,260 ( 97.1)	25,585
その他の貯金	355 ( 0.0)	429 ( 0.0)	△ 73
計	1,631,038 ( 98.7)	1,605,443 ( 98.6)	25,595
譲渡性貯金	20,662 ( 1.3)	22,574 ( 1.4)	△ 1,911
合 計	1,651,700 (100.0)	1,628,017 (100.0)	23,683

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比です。

### 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
定期貯金	1,601,696 (100.0)	1,587,192 (100.0)	14,504
うち固定金利定期	1,601,696 (100.0)	1,587,192 (100.0)	14,504
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. ( ) 内は構成比です。

## 貸出金等に関する指標

### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
手形貸付	366	351	14
証書貸付	63,891	64,883	△ 991
当座貸越	2,254	1,569	684
金融機関貸付	22,649	31,990	△ 9,340
割引手形	0	0	△ 0
合 計	89,163	98,797	△ 9,634

### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
固定金利貸出	61,435 ( 66.2)	59,152 ( 64.4)	2,282
変動金利貸出	31,311 ( 33.8)	32,646 ( 35.6)	△ 1,334
合 計	92,746 (100.0)	91,798 (100.0)	948

- (注) ( ) 内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
貯金・定期積金等	1,815	3,293	△ 1,478
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	223	382	△ 159
そ の 他 担 保 物	1,514	1,837	△ 322
小 計	3,553	5,513	△ 1,960
農業信用基金協会保証	224	195	29
そ の 他 保 証	1,400	1,878	△ 478
小 計	1,624	2,073	△ 448
信 用	87,568	84,211	3,357
合 計	92,746	91,798	948

## 債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	66	45	21
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	66	45	21
信 用	157	162	△ 4
合 計	224	207	17

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
設 備 資 金	5,504 ( 5.9)	5,164 ( 5.6)	340
運 転 資 金	87,241 ( 94.1)	86,634 ( 94.4)	607
合 計	92,746 (100.0)	91,798 (100.0)	948

(注) ( )内は構成比です。

## 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
農 業	360 ( 0.4)	362 ( 0.4)	△ 1
林 業	— ( —)	— ( —)	—
水 産 業	— ( —)	— ( —)	—
製 造 業	6,008 ( 6.5)	6,084 ( 6.6)	△ 75
鉱 業	— ( —)	— ( —)	—
建 設 業	204 ( 0.2)	191 ( 0.2)	13
電気・ガス・熱供給・水道業	1,000 ( 1.1)	1,050 ( 1.1)	△ 50
運 輸 ・ 通 信 業	6,817 ( 7.4)	7,082 ( 7.7)	△ 264
卸売・小売・飲食業	3,753 ( 4.0)	3,302 ( 3.6)	450
金 融 ・ 保 険 業	26,348 ( 28.4)	28,153 ( 30.7)	△ 1,804
不 動 産 業	2,280 ( 2.5)	1,380 ( 1.5)	900
サ ー ビ ス 業	14,340 ( 15.5)	13,722 ( 14.9)	618
地 方 公 共 団 体	21,164 ( 22.8)	22,258 ( 24.2)	△ 1,094
そ の 他	10,469 ( 11.3)	8,211 ( 8.9)	2,257
合 計	92,746 (100.0)	91,798 (100.0)	948

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

## 主要な農業関係の貸出金残高

### ①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
農 業	525	369	155
穀 作	2	2	—
野 菜 ・ 園 芸	128	156	△ 27
果樹・樹園農業	115	79	35
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	68	61	6
養 鶏 ・ 鶏 卵	6	11	△ 5
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	204	57	146
農 業 関 連 団 体 等	1,472	2,028	△ 556
合 計	1,997	2,398	△ 400

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。  
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

## ②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
プロパー資金	1,966	2,364	△ 397
農業制度資金	31	34	△ 2
農業近代化資金	31	34	△ 2
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,997	2,398	△ 400

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているものうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,484	1,438	46
そ の 他	25	32	△ 6
合 計	1,510	1,470	39

## 受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	1,484	1,438	46
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	33	42	△ 9
(独)住宅金融支援機構	2,912	3,346	△ 434
(独)福祉医療機構	2	4	△ 1
農業改良資金	—	—	—
就農支援資金	25	32	△ 6
合 計	4,458	4,863	△ 405

## リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	48	59	△ 10
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	48	59	△ 10

- (注) 1. 破綻先債権  
 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。  
 2. 延滞債権  
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。  
 3. 3カ月以上延滞債権  
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。  
 4. 貸出条件緩和債権  
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

## 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
令和元年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—
危険債権	48	—	40	—	40
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	48	—	40	—	40
正常債権	92,963				
合 計	93,011				
平成30年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	—	—	3	3
危険債権	59	9	41	—	50
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	62	9	41	3	54
正常債権	91,995				
合 計	92,058				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績などを基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					平成30年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	304	70	—	304	70	313	304	—	313	304
個別貸倒引当金	3	—	3	0	—	71	3	—	71	3
合 計	307	70	3	304	70	384	307	—	384	307

## 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	平成30年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和元年度および平成30年度においては発生していません。